

船橋市化製場等事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）、化製場等に関する法律施行条例（昭和59年千葉県条例第20号。以下「条例」という。）、船橋市化製場等に関する法律に基づく届出事項を定める条例（平成15年船橋市条例第52号。以下「市条例」という。）、船橋市化製場等に関する法律施行細則（平成15年船橋市規則第82号。以下「細則」という。）の規定に基づく事務を処理するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(申請書及び届出書)

第2 法、条例、市条例、細則の規定に基づく申請書及び届出書の提出は1部とする。

動物の飼養（収容）許可申請は、動物の種類ごとに行うものであり、したがって、許可申請手数料も動物1種類の申請を1件としているが、同一人から同時に数種類の動物の許可申請があり、かつ、当該種類の動物が同一の施設で飼養され、又は同一構内の数個の施設において飼養され、又は収容されている場合は、許可申請手数料は1件として取扱うものとする。

なお、申請書及び施設の構造設備に係る届出書の審査にあつては、現地調査を実施すること。

(許可台帳)

第3 化製場、死亡獣畜取扱場又は法第8条に規定する施設に係る設置許可書を交付したとき及び届出書を受理したときは、化製場関係施設許可台帳（第1号様式）に必要事項を記入し、動物の飼養又は収容に係る許可書を交付したとき及び届出書を受理したときは、動物の飼養又は収容（畜舎・家きん舎）許可台帳（第2号様式）に必要事項を記入するものとする。

(立入検査及び行政措置等)

第4 法第6条第1項の規定による立入検査を実施するときは、必ず環境衛生監視員証を提示し、立入検査の目的及び手順を設置者又は管理者等へ説明すること。

立入検査は、船橋市環境衛生監視指導計画に基づき、環境衛生監視員が行うものとする。

第5 立入検査による適否を化製場関係施設採点基準（別記）により採点し、化製場関係施設監視票（第3号様式）及び動物の飼養又は収容施設（畜舎・家きん舎）監視票（第

4号様式)にそれぞれ記入し、必要に応じて次の各号により指導又は行政措置を行うこと。

(1) 採点基準により採点した数値に基づき次の方法で施設の設置者又は管理者に対して改善又は措置を指示すること。

ア 減点3の項目のある場合で、かつ、減点合計が15点以下の場合……………口頭による改善又は措置を指示する。

イ 減点5の項目のある場合又は減点合計が16点から25点の場合……………環境衛生監視指導票(第5号様式。以下「指導票」という。)を交付し、改善又は措置を指示する。

ウ 減点10の項目のある場合又は減点合計が26点以上の場合……………改善(措置)勧告書(第6号様式。以下「勧告書」という。)を交付し、改善又は措置の指示並びに始末書を徴収する。

(2) 前項各号により改善又は措置を指示した場合は、後日再検査を実施し、改善又は措置の状況を確認すること。なお、再検査の結果、改善又は措置されていない場合は、次により行政措置等を行うこと。

ア 指導票により指示した内容が、改善又は措置されていない場合……………勧告書の交付並びに始末書を徴収する。

イ 勧告した内容が改善又は措置されていない場合……………法第6条の2の規定に基づく改善(措置)命令書(第7号様式)を交付する。

ウ 前号により改善(措置)命令書を発行した後、命令事項が改善又は措置されていない場合……………法第7条第1項の規定に基づく許可の取消し(施設の使用制限又は禁止)命令書(第8号様式)を交付する。

(業務報告)

第6 化製場、死亡獣畜取扱場又は法第8条に規定する施設の業務状況を把握するために、次により設置者又は管理者に対して四半期ごとの業務内容を各期終了の月の翌月5日まで(前期分)に保健所長へ報告させること。

(1) 化製場……………化製場業務報告書(第9号様式)

(2) 死亡獣畜取扱場……………死亡獣畜取扱場業務報告書(第10号様式)

(3) 法第8条に規定する施設……………化製場等に関する法律第8条に規定する施設の業務報告書(第11号様式)

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

別記

化製場関係施設採点基準

化製場、死亡獣畜取扱場、及び法第8条に規定する施設並びに動物の飼養又は収容施設（畜舎・家きん舎）監視表の採点は、次の基準によるものとする。

1. 監視項目ごとに減点法により採点する。

2. 減点は、次により行う。

(1) やや劣るもの・・・減点3

法定事項（届出事項）及び指導事項のいずれかの軽微な事項の遵守を過失により怠っているもの

(2) 劣るもの・・・・減点5

法定事項（構造設備の基準・管理者の措置事項）の不備又は遵守を怠っているもので、公害等が発生するおそれがある場合

(3) 特に劣るもの・・・減点10

法定事項（構造設備の基準・管理者の措置事項）に著しく不適合なもので公害等が発生し、または発生するおそれがある場合

3. 前項の減点合計は、合計欄に記入する。

第1号様式

整理番号

業種別					
○ 取扱場	□ 解体	□ 焼却	□ 埋却	○ 化製場	○ 準用施設

化製場関係施設許可台帳

処理場	名称				業種別	
	所在地				電話	
設置者	住所					
	氏名				電話	
管理者	住所					
	氏名				電話	
申請年月日		許可年月日		許可（指令）番号		
年 月 日		年 月 日		第 号		
施設 の 概 要	建物	造, 建坪		m ² , 延面積		m ² , その他
	構造設備	①	②	③	④	⑤ ⑥
	処理製造工程 フローシート					
記 事						案内図

第2号様式

整理番号

業種別									
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
牛	馬	豚	めん羊	山羊	犬	鶏	あひる	飼養	収容

動物の飼養又は収容施設（畜舎・家きん舎）許可台帳

施設	名称		種別	頭(羽)
	所在地		電話	
設置者	住所			
	氏名		電話	
管理者	住所			
	氏名		電話	

申請年月日	許可年月日	許可（指令）番号
年 月 日	年 月 日	第 号

施設の概要	建物	造, 建坪	m ² , 延面積	m ² , その他
	畜舎・家きん舎	床	造	浄化設備（フローシート）
		内壁	造	
構造設備	天井の高さ	m	平面図	
	給水設備	箇所		
飼料取扱室	汚物保管設備	造	脱臭設備（フローシート）	
	（縦 横 深さ）	m		
汚水貯留槽	（縦 横 深さ）	m	密閉容器	
	（縦 横 深さ）	m		

記事		案内図

第3号様式

化 製 場 関 係 施 設 監 視 票

名称	監 視 年 月 日									
	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
監 視 項 目		・	・	・	・	・	・	・	・	・
化製場・死亡獣畜取扱場 解体 ・準用施設	解体室 ・原料貯蔵室 ・化製室	1	床は適切か							
		2	内壁は適切か							
		3	採光設備は適切か							
		4	給水設備は適切か							
		5	脱臭設備は適切か							
		6	ねずみ、昆虫の出入防止設備は適切か							
	解体 ・準用施設	7	排水溝は適切か							
		8	汚物保管設備は適切か							
		9	汚水貯留槽，浄化装置は適切か							
		10	犬，猫等の出入防止の障壁は適切か							
死亡獣畜取扱場	埋却	11	障壁その他の設備は適切か							
		12	当該区域の表示設備は適切か							
	焼却	13	焼却炉の構造設備は適切か							
		14	臭気処理設備は適切か							
管 理	15	施設内外は清潔か								
	16	機械器具，容器類は衛生的か								
	17	必要な消毒薬は常備されているか								
	18	運搬車両の衛生上の措置は適切か								
	19	ねずみ，昆虫の発生防止，駆除は適切か								
	20	埋却の場合，深さ，目標は適切か								
その他	21	変更等の届出事項は適切か								
	22	指導，措置等を遵守しているか								
合 計 点 （ 減 点 ）										
環 境 衛 生 監 視 員 の 認 印										
指 示 事 項									

第4号様式

動物の飼養又は収容施設（畜舎・家きん舎）監視票

名称	監視年月日									
	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
監視項目		・	・	・	・	・	・	・	・	・
構造 設	畜舎・家きん舎	1	床は適当か							
		2	内壁は適当か							
		3	内部の広さ，高さは適当か							
		4	畜舎周辺の地面は適当か							
		5	給水設備は適当か							
		6	排水溝は適当か							
		7	汚物保管設備は適当か							
		8	汚水貯留槽，浄化設備は適当か							
備	飼料取扱投室	9	床は適当か							
		10	脱臭設備は適当か							
		11	給水設備は適当か							
		12	容器は適当か							
管 理		13	施設内外は清潔か							
		14	ねずみ，昆虫の発生防止，駆除は適当か							
		15	臭気の治療は適当か							
		16	必要な消毒薬は常備されているか							
その他		17	変更等の届出事項は適当か							
		18	指導，措置等を遵守しているか							
合計点（減点）										
現在の飼養（収容）頭（羽）数										
環境衛生監視員の認印										
指 示 事 項	-----									

環境衛生監視指導票（保健所控）

施設名称				交付年月日	
施設所在地				船橋市保健所	
営業者氏名				電話（ ）	
業種		電話		環境衛生監視員 氏名	
<p>あなたの施設を 年 月 日検査したところ、下記のとおり不備な点がありましたので、早急に改善し、その結果を 年 月 日までに船橋市保健所長に報告してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>上記の事実を確認します。</p> <p style="text-align: right;">責任者 住所 (立会者) 氏名 連絡先</p>					

※本票は2部複写とし、甲票は保健所控えとし、乙票は営業者に交付する。

環 境 衛 生 監 視 指 導 票

施設名称				交付年月日	
施設所在地				船橋市保健所	
営業者氏名				電話 ()	
業 種		電話		環境衛生監視員 氏名	

あなたの施設を 年 月 日検査したところ、下記のとおり不備な点がありましたので、
早急に改善し、その結果を 年 月 日までに船橋市保健所長に報告してください。

記

第6号様式

第 号
年 月 日

所在地

施設名

設置者又は管理者名 様

船橋市保健所長

印

施設〔適正管理
改善〕について（勧告）

化製場等に関する法律〔第6条第1項
第8条において準用する同法第6条第1項
第9条第5項において準用する同法第6条第1項〕

の規定により、 年 月 日立入検査を行ったところ

〔同法第 条第 号（同法第8条及び第9条第5項において準用する場合
化製場等に関する法律施行条例第 条第 項第 号（同条例第10条

を含む）
において準用する場合を含む）〕に規定する〔について講ずべき措置を遵守
構造設備の基準に適合〕

していないので、 年 月 日までに〔の措置を講じて
の設備を改善して〕

ください。

なお、その〔措置
改善〕に係る計画書を 年 月 日までに当職に提出してくだ
さい。

第7号様式

第 号
年 月 日

所在地

施設名

設置者又は管理者名 様

船橋市保健所長

印

化製場等に関する法律 $\left(\begin{array}{l} \text{第6条第1項} \\ \text{第8条において準用する同法第6条第1項} \\ \text{第9条第5項において準用する同法第6条第1項} \end{array} \right)$

の規定により、 年 月 日立入検査を行ったところ

$\left[\begin{array}{l} \text{同法第 条第 号 (同法第8条及び第9条第5項において準用する場合} \\ \text{化製場等に関する法律施行条例第 条第 項第 号 (同条例第10条} \\ \text{を含む)} \end{array} \right]$ において準用する場合を含む) $\left[\begin{array}{l} \text{に規定する} \\ \text{について講ずべき措置} \\ \text{構造設備の基準} \end{array} \right]$

に違反している。

よって同法 $\left(\begin{array}{l} \text{第6条の2} \\ \text{第8条において準用する同法第6条の2} \\ \text{第9条第5において準用する同法第6条の2} \end{array} \right)$ の規定により、

年 月 日までに $\left(\begin{array}{l} \text{の措置を講ずること} \\ \text{の設備の改善} \end{array} \right)$ を命ずる。

なお、その $\left(\begin{array}{l} \text{措置} \\ \text{改善} \end{array} \right)$ に係る計画書を 年 月 日までに当職へ提出されたい。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第8号様式

第 号
年 月 日

所在地

施設名

設置者又は管理者名 様

船橋市保健所長

印

化製場等に関する法律 $\left(\begin{array}{l} \text{第6条の2} \\ \text{第8条において準用する同法第6条の2} \\ \text{第9条第5項において準用する同法第6条の2} \end{array} \right)$

に規定する $\left(\begin{array}{l} \text{改善} \\ \text{措置} \end{array} \right)$ 令に違反している。

よって同法 $\left(\begin{array}{l} \text{第7条第1項} \\ \text{第8条において準用する第7条第1項} \\ \text{第9条第5項において準用する第7条第1項} \end{array} \right)$ の規定により

$\left(\begin{array}{l} \text{許可の取り消し} \\ \text{年 月 日から 年 月 日まで の使用制限} \\ \text{年 月 日から 年 月 日まで施設の使用禁止} \end{array} \right)$

を命ずる。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第10号様式

死亡獣畜取扱場業務報告書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

死亡獣畜取扱場の所在地

設置者又は管理者

化製場等に関する法律第6条第1項の規定により 年度第 四半期分を次のとおり報告します。

死亡獣畜の種類	頭数	埋却	焼却	解体	備考
牛					
馬					
豚					
めん羊					
山羊					

第 1 1 号様式

化製場等に関する法律第 8 条
に規定する施設の業務報告書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

施設の所在地
設置者又は管理者

化製場等に関する法律第 8 条において準用する第 6 条第 1 項の規定に基づき 年度
第 四半期分を次のとおり報告します。

(製造施設)

原料の種類	製 品						備考
	油脂	にかわ	肥料	飼料			

(貯蔵施設)

貯 蔵 品	取 扱 量	備 考